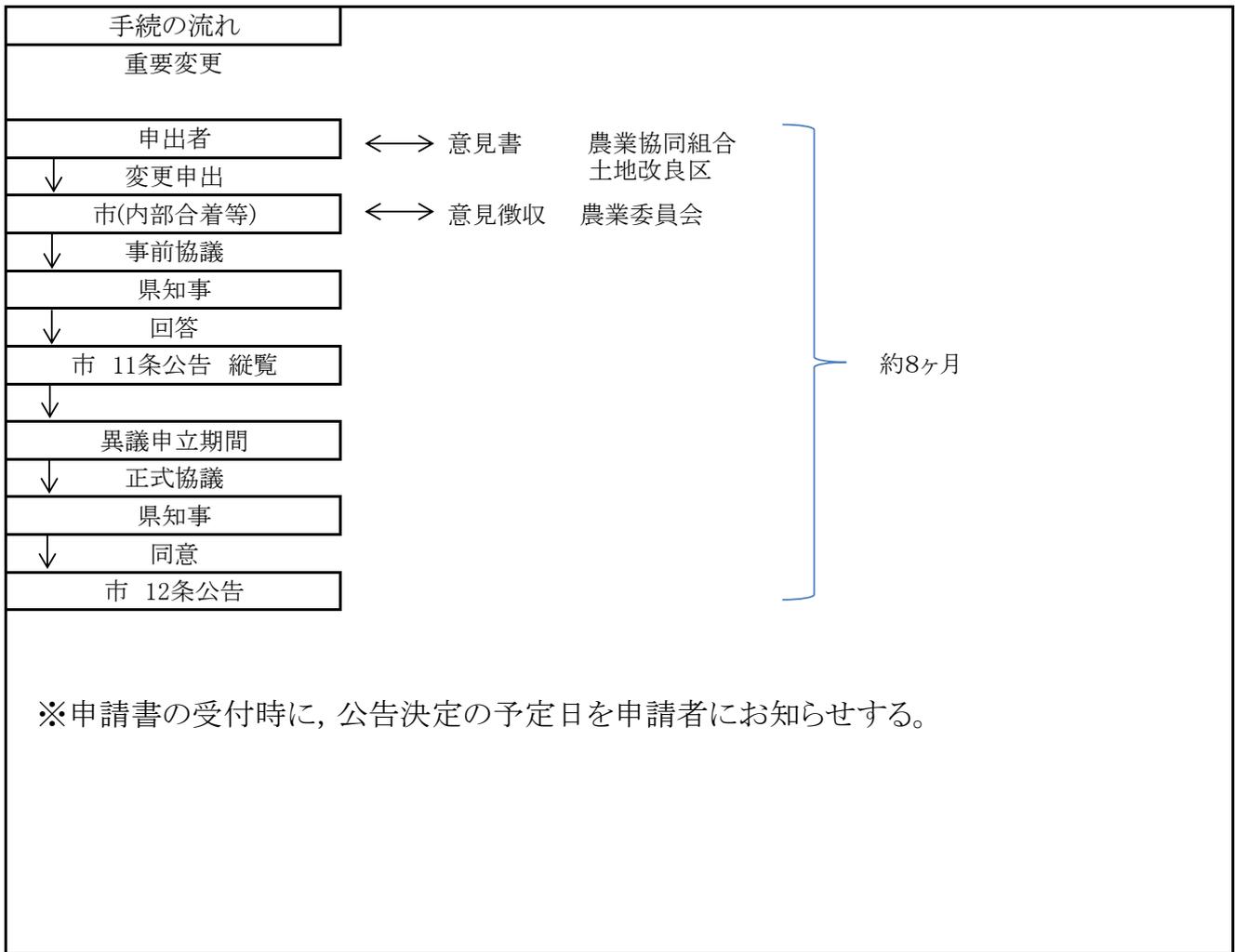


審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 26

処 分 名	農業振興地域整備計画の変更	
処 分 の 概 要	農用地区域への編入・除外を行う。	
根 拠 法 令 名	農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)	
条 項	第13条第1項	
所 管 課	農林水産課	
経由機関での処理期間	2～3ヶ月	
所管課での処理期間	5ヶ月	
標準処理期間	計	約8ヶ月
判断基準	<p>農振法第10条第3項及び法第13条第2項の条文に照らし合わせて、各変更事項の要件を満たす場合。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>〈農業振興地域整備計画の変更〉 第十三条 都道府県または市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、基礎調査の結果によりまたは経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。</p> <p>〈農用地区域の設定基準(編入)〉 第十条第3項 一 集団的に存在する農用地で政令で定める規模以上のもの 二 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業で、農業用排水施設の新設又は変更、区画整理、農用地の造成その他の農林水産省令で定めるものの施行に係る区域内にある土地 三 前二号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地 四 第三条第四号に掲げる土地で、政令で定める規模以上のもの又は第一号及び二号に掲げる土地に隣接するもの 五 前各号に掲げるもののほか、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地</p> <p>〈農用地区域からの除外要件〉 第十三条第2項 2 前項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、することができる。 一 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められること。 二 当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 三 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 四 当該変更により、農用地区域内の第三条第三号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。 五 当該変更に係る土地が第十条第三項第二号に掲げる土地に該当する場合にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。